

東京地裁の挑戦：SEP紛争解決の世界的ハブへ

2026年導入「SEP専門調停」と「新・審理要領」の全貌



本資料は、2026年1月・2月に東京地方裁判所が導入する新たな標準必須特許（SEP）紛争解決フレームワークの戦略的意義と実務詳細を解説するものです。

東京モデルの核心：スピード、包括性、そして中立性

これまで数年を要した国際特許紛争を、東京地裁は「約6ヶ月」で解決する新たなエコシステムを構築します。

Speed (迅速性)



- 3回の調停期日、約半年での合意成立を目指す（従来の「数年かかる消耗戦」からの脱却）。

Global Scope (包括性)



- 日本国内の特許に限らず、全世界的なライセンス契約をパッケージで一括解決。

Soft Power (中立性)



- 強制的な判決ではなく、専門家チームによる「調停」と「和解促進」で合意を形成。

Predictability (予見可能性)



- 算定根拠とデータの相互開示を義務付け、ブラックボックス化していた交渉を透明化。

グローバル特許戦争の疲弊：終わりになき消耗戦

スマートフォンなどの技術標準普及に伴い、SEP（標準必須特許）紛争は国境を超えて多発しています。Apple対Samsungの「7年戦争」に象徴されるように、大企業同士の訴訟は長期化し、巨額のコストを浪費する「消耗戦」と化しています。



Key Pain Points



Holdup & Holdout:

特許権者による過度な要求と、実施者による不当な拒絶の横行。



Multi-jurisdictional Friction:

各国でバラバラに訴訟が進行し、一つの国で勝っても紛争が終わらない。



Barrier to Entry:

この多重紛争構造自体が、中小・新興企業の参入障壁となっている。

東京地裁が提示する「2つの解決エンジン」

紛争の早期一括解決を目指し、東京地裁は「調停」と「訴訟」の両面からアプローチを刷新します。

SEP Specialized Mediation (SEP専門調停)

開始：2026年2月



- 合意ベースの柔軟な解決。
- 知財専門裁判官1名＋専門家2名（弁護士等）の「調停委員会」が強力にバックアップ。

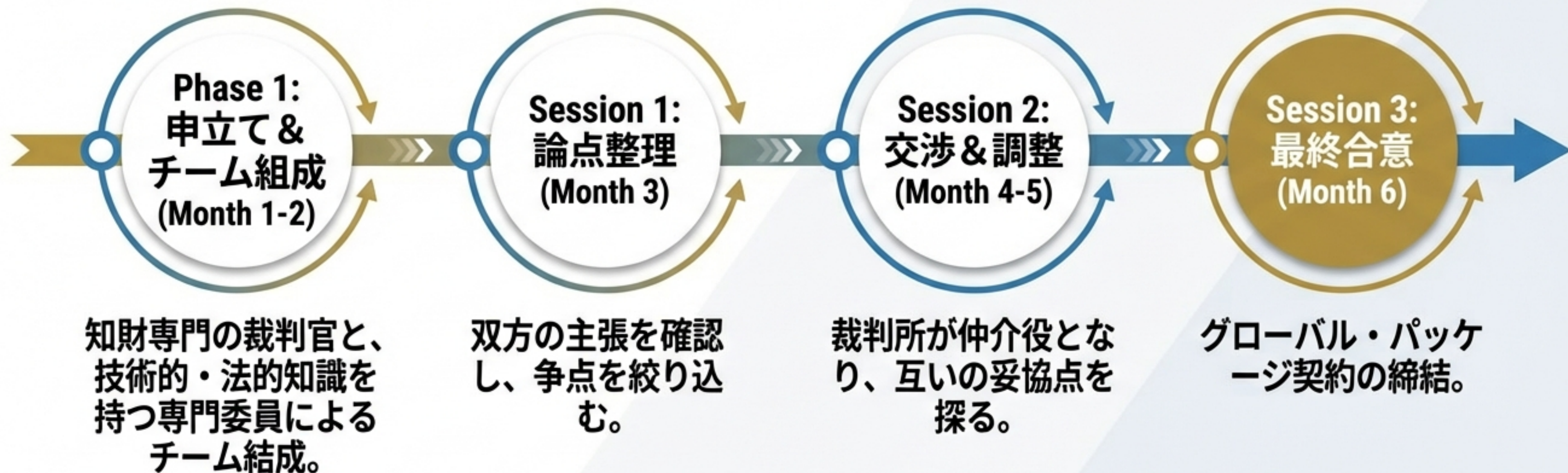
New Litigation Guidelines (新・審理要領)

策定：2026年1月20日



- 訴訟手続内での強力な和解誘導。
- 第1回期日から和解を勧告し、技術論争を書面化してスピードアップ。

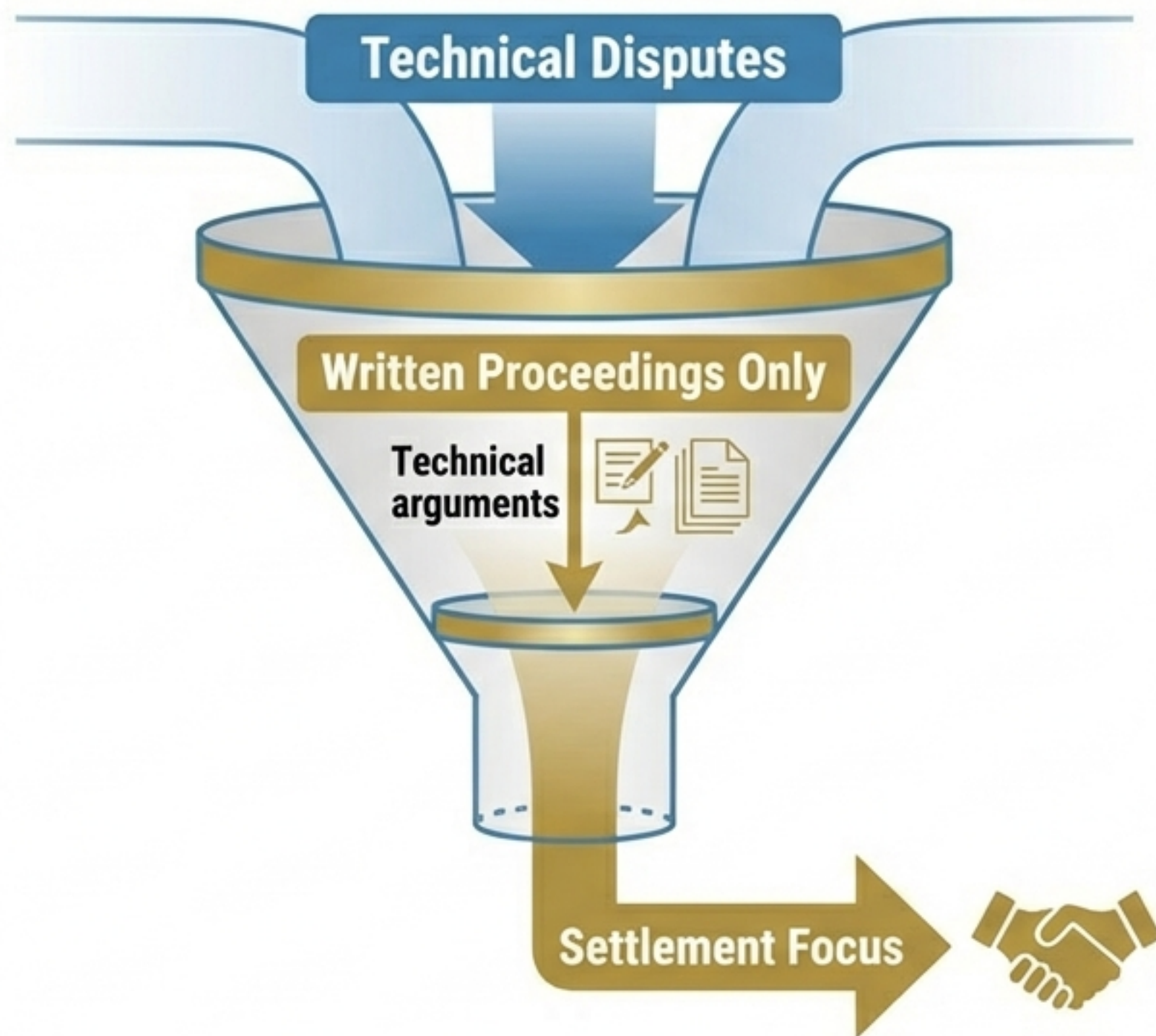
3回のセッションで完結する「6ヶ月の高速トラック」



Point: 「全世界的な解決」を志向するため、日本特許だけでなく、外国特許を含めたクロスボーダーなライセンス契約を一括でまとめるよう設計されています。

訴訟手続の刷新：第1回期日から「和解」へ直走る

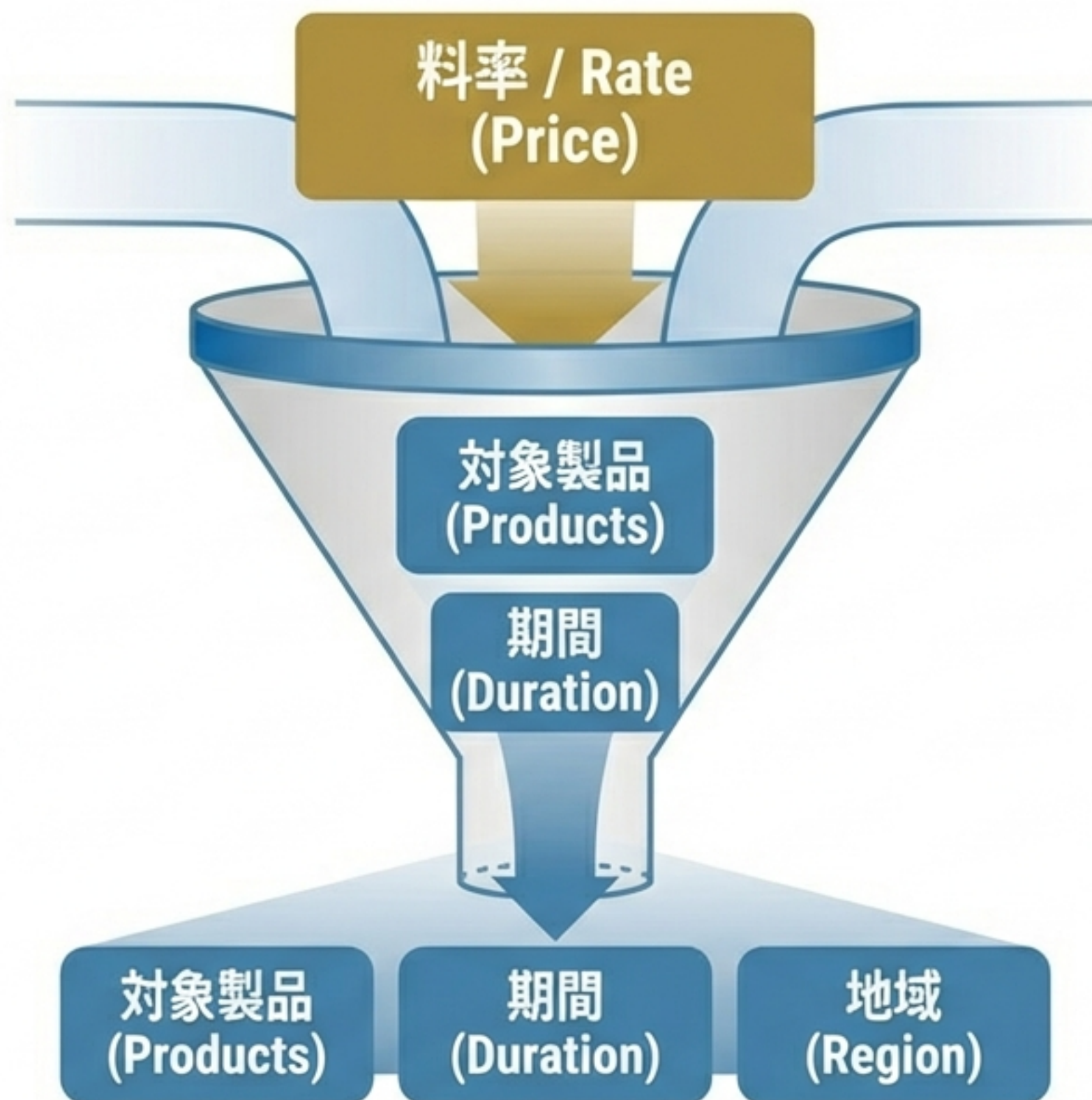
2026年1月20日公表の審理要領は、「序盤の手続的遅延」を徹底して排除します。



List of Innovations

-  ① 早期和解勧告：
訴訟提起直後の第1回口頭弁論で、裁判所が積極的に和解の可能性を探り、交渉の場を設定。
-  ② 書面審理の徹底：
侵害や無効に関する技術論点は、原則「各当事者2回まで」の書面提出に限定。口頭での長引く技術論争をカット。
-  ③ 「率先解決型」進行：
裁判所が交渉を見守り、必要に応じて自ら「グローバルFRAND実施料」の和解案を提示（ただし一方的な押し付けはせず、双方の意向を尊重）。

交渉の膠着を打破する「レート・ラスト」アプローチ



-  **Step 1:**
第1回期日後、速やかに「料率を除く」契約条件（対象製品、期間、地域など）を協議・合意。
 -  **Step 2:**
その合意書を作成。
 -  **Step 3:**
最後にグローバルFRAND料率の項目を追加し、和解調書に添付して完成。
-  交渉のハードルを下げ、合意形成のモメンタムを維持する高等戦術。

世界のSEP管轄比較：日本が選んだ「第3の道」

China (Hard Power)	UK (Judicial Determination)	Germany (Injunction Focused)	Japan (Soft Power / Neutral Hub)
			
Approach: 積極的な管轄権行使と ASI（反訴差止命令）。	Approach: 裁判所がグローバル料 率を決定（Unwired Planet判決以降）。	Approach: 侵害認定＝差止命令。	Approach: 専門調停による「合意 形成」と「透明性」。
Risk: 裁判所の強制力が強い が、中立性やバイアス への懸念あり。	Risk: 従わなければ国内市場 から排除（差止）。	Risk: 強力な圧力手段だが、 グローバルな一括解決 には至らない（各国訴訟 が必要）。	Value: 強制ではなく納得による 解決。アジアにおける 中立的な選択肢。

なぜ「東京」なのか？司法外交における独自価値

中国の強権的なアプローチや、欧米の高額な訴訟コストに対し、日本は「透明で透明予測可能」な代替案を提示します。



“Japan offering a ‘third option’ for multinationals.”

日本企業にとっての「防波堤」となる

中小・スタートアップ企業が享受する3つのメリット



1. コスト削減

海外訴訟での数億円規模の
弁護士費用を回避。
資金繰りの圧迫（法務
コストのパンク）を防ぐ。



2. 対等な交渉

裁判所がレフェリーとなる
ことで、大企業の「言いな
り」にならず、
FRAND条件に沿った
適正な条件を引き出せる。



3. 事業スピードの維持

半年で決着することで、
不確実な期間を最小化。
投資家や取引先の懸念を
早期に払拭。

企業法務への警告：求められる「具体的準備義務」



新ガイドラインでは、情報の非対称性を解消するため、当事者に踏み込んだ開示責任を課しています。

原告（特許権者）

グローバル料率の提案に加え、「算定根拠（トップダウン方式や類似契約比較など）」の具体的明示が必須。

被告（実施者）

原告案への具体的反論に加え、「自社製品の販売数量・売上データ」など算定に必要な証拠の提出が義務。

もし被告が必要証拠を提出しない場合、裁判所は「FRAND条件でライセンスを受ける意思がない（＝不誠実）」と判断し、差止命令のリスクが高まる。

市場と専門家の反応：「ゲームチェンジャー」への期待



Sisvel社（ライセンス管理会社）

「日本のSEP環境におけるゲームチェンジャーとなる可能性がある。ただし真価は運用の継続性にかかっている。」



海外メディア

「欧州委員会が規制案を撤回する中、日本が着実に独自の解決策を構築した」と称賛。



知財専門家

「透明性と予測可能性が高く、多国籍企業にとって魅力的な選択肢。
日本離れしていた国際係争を呼び戻すシグナルだ。」

制度定着へのハードルと今後の課題

制度の有効性を示すには利用件数が必要だが、利用件数を増やすには実績（信頼）が必要（ニワトリと卵のジレンマ）。

1.

管轄の壁 (Jurisdiction)

海外企業（特にNPE）を東京の調停テーブルに着かせることができるか？（契約条項への盛り込み等が鍵）。

2.

執行力 (Enforceability)

調停合意は民事契約。海外での履行強制には相手国の手続が必要。

3.

リソース (Resources)

案件が殺到した場合、裁判官と専門委員の処理能力が追いつくか。

対策： 裁判所への調停申立てによる「時効完成猶予」などのメリットをインセンティブにする。

知財司法外交の新たなスタンダードへ



東京地裁は「ハードパワー（強制）」ではなく「ソフトパワー（信頼と調整）」で、世界のIP紛争を解決するハブを目指します。

- 日本が国際特許紛争解決の「第4の選択肢（米・欧・中に次ぐ）」として確立できるか。
- 行政ガイドライン・判例・裁判手続の「三位一体」で整備されたインフラ。

**2026年、最初の成功事例が生まれた時、
東京は真の「グローバルSEP解決フォーラム」へと進化します。**